

## 議案第85号

### 石垣都市計画事業登野城地区土地区画整理事業施行条例の一部を改正する条例

石垣都市計画事業登野城地区土地区画整理事業施行条例(昭和51年石垣市条例第13号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第3条第3項」を「第3条第4項」に、「以下施行者という」を「以下「施行者」という」に、「以下事業という」を「以下「事業」という」に改める。

第2条中「ならびに」を「及び」に改める。

第3条中「および」を「及び」に改める。

第7条中「意見を聞いて」を「意見を聴いて」に改める。

第8条第2項中「もの」を「者」に改め、同条第3項中「以下宅地所有者という」を「以下「宅地所有者」という」に、「もの」を「者」に、「以下借地権者という」を「以下「借地権者」という」に改める。

第9条第2項中「あらたに選挙または選任」を「新たに選挙又は選任」に、「すでに」を「既に」に改める。

第10条第2項中「もの(以下選挙人という)」を「者(以下「選挙人」という)」に改める。

第11条第3項中「得票を得たもの」を「得票を得た者」に改め、同条第4項中「ならびに」を「並びに」に改め、同条第6項中「すでに」を「既に」に、「および」を「及び」に改める。

第12条の見出し及び同条中「または」を「又は」に改める。

第13条中「または」を「又は」に、「こえる」を「超える」に改める。

第14条中「すみやかに」を「速やかに」に改める。

第15条第1項中「以下基準地積という」を「以下「基準地積」という」に改め、同条第2項中「測量ヶ所」を「測量か所」に改める。

第16条第1項中「または」を「又は」に、「前条の」を「、前条の」に、「施行者が、別に定める規則に基づいて施行者に」を「、施行者が別に定める規則に基づいて、施行者に」に改め、同条第3項中「前条の」を「、前条の」に、「および」を「及び」に改め、同条第4項中「施行地区を」を「、施行地区を」に、「ならびに」を「並びに」に、「および」を「及び」に改め、同条第5項中「分割後後」を「分割後の」に改める。

第17条本文中「または」を「又は」に改め、「の地積」を削り、「以下登記地積という。)または」を「以下「登記地積」という。)又は」に、「変更後の地積以下申告地積という」を「変更後の地積。以下「申告地積」という」に改め、同条ただし書中「または」を「又は」に改める。

第19条中「および」を「及び」に、「意見を聞いて」を「意見を聴いて」に改める。

第20条第2項中「第1項」を削り、「意見を聞いて」を「意見を聴いて」に改める。

「第7章 精算」を「第7章 清算」に改める。

第21条の見出し及び同条中「精算金」を「清算金」に改める。

第22条の見出し中「精算金」を「清算金」に改め、同条中「法第90条第91項、第3項」を「法第90条、第91条第3項」に改め、「第3項及び」の次に「第」を加え、「精算し、もしくは」を「清算し、若しくは」に、「精算する場合における精算金」を「清算する場合における清算金」に、「または」を「又は」に、「および」を「及び」に改める。

第23条の見出し中「精算金」を「清算金」に、「または」を「又は」に改め、同条中「精算金」を「清算金」に、「または」を「又は」に、「および」を「及び」に改める。

第24条の見出し中「精算金」を「清算金」に、「または」を「又は」に改め、同条第1項前段中「精算金または」を「清算金又は」に、「精算金」を「清算金」に、「または」を「又は」に改め、同項後段中「分割徴収しまたは」を「、分割徴収し、又は」に、「または」を「、又は」に改め、同条第2項中「精算金」を「清算金」に、「または」を「、又は」に改め、「第1回」の次に「の」を加え、同条第3項中「精算金を分割徴収しまたは」を「清算金を分割徴収し、又は」に、「または」を「又は」に改め、同条第4項中「精算金」を「清算金」に、「または」を「又は」に、「または交付額精算金の」を「又は交付額は、清算金の」に、「または交付額は精算金の」を「又は交付額は、清算金の」に改め、同条第5項中「精算額」を「清算金」に、「または分割交付」を「又は分割交付」に、「徴収または交付金額および」を「徴収金額又は交付金額及び」に、「または交付期限」を「又は交付期限」に、「精算金を納付する者または」を「清算金を納付する者又は」に改め、同条第6項中「精算金」を「清算金」に、「精算金を全部または」を「清算金の全部又は」に改め、同条第7項中「精算金」を「清算金」に、「または」を「又は」に改め、同条第8項中「精算金」を「、清算金」に、「精算金の全部または」を「清算金の全部又は」に改め、同条第9項中「精算金」を「清算金」に、「または」を「又は」に改める。

第25条の見出し中「および」を「及び」に改め、同条中「または」を「又は」に、「精算金」を「清算金」に、「および」を「及び」に改める。

第26条の見出し中「仮精算」を「仮清算」に改め、同条中「仮精算金」を「仮清算金」に、「または」を「又は」に改める。

第27条の見出し及び同条中「または」を「又は」に改める。

第29条中「または」を「又は」に、「届出なければ」を「届け出なければ」に改める。

別表第1中「精算金」を「清算金」に、「6カ月」を「6か月」に改める。

別表第2中「精算金」を「清算金」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和5年12月4日提出

石垣市長 中山 義 隆

理 由

土地区画整理法の改正に伴い、条項のずれが生じているため、そのずれに対応した改正を行う必要がある。また、併せて条文中の文言の整理に伴い、条例を一部改正する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

石垣都市計画事業登野城地区土地区画整理事業施行条例(昭和51年石垣市条例第13号)の新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、健全な市街地を造成するため公共施設を整備改善し、宅地の利用増進を図ることを目的として土地区画整理法(昭和29年法律第119号。以下「法」という。)第3条第3項の規定により石垣市(以下<u>「施行者」という</u>。)が施行する土地区画整理事業(以下<u>「事業」という</u>。)について法第53条第2項に規定する事項を定めるものとする。</p> <p>(事業の名称)</p> <p>第2条 事業の名称<u>ならびに</u>施行地区に含まれる地域の名称は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>第3条 事業の範囲は、法第2条第1項<u>および</u>第2項に規定する土地区画整理事業とする。</p> <p>(保留地の処分価格)</p> <p>第7条 保留地は、施行者がその位置、地積、土質、利用状況、環境等を総合的に考慮し、<u>評価員の意見を聞いて</u>定めた予定価格を下らない価格をもって、処分するものとする。</p> <p>2 施行者は、経済的変動その他の理由により必要があると認めるときは、<u>評価員の意見を聞いて</u>前項の規定により定めた予定価格を変更することができる。</p> <p>(審議会の名称及び委員定数)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 前項に規定する委員の定数のうち、法第58条第3項の規定により学識経験を有する<u>もの</u>から選任する委員の定数は3人とする。</p> <p>3 第1項に規定する委員の定数のうち、法第58条第1項の規定により施行地区内の宅地の所有者(以下<u>「宅地所有者」という</u>。)及び施行地区内の宅地について借地権を有する<u>もの</u>(以下<u>「借地権者」という</u>。)から各別に選挙される委員の定数は、土地区画整理法施行令(昭和30年政</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、健全な市街地を造成するため公共施設を整備改善し、宅地の利用増進を図ることを目的として土地区画整理法(昭和29年法律第119号。以下「法」という。)第3条第4項の規定により石垣市(以下<u>「施行者」という</u>。)が施行する土地区画整理事業(以下<u>「事業」という</u>。)について法第53条第2項に規定する事項を定めるものとする。</p> <p>(事業の名称)</p> <p>第2条 事業の名称<u>及び</u>施行地区に含まれる地域の名称は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>第3条 事業の範囲は、法第2条第1項<u>及び</u>第2項に規定する土地区画整理事業とする。</p> <p>(保留地の処分価格)</p> <p>第7条 保留地は、施行者がその位置、地積、土質、利用状況、環境等を総合的に考慮し、<u>評価員の意見を聴いて</u>定めた予定価格を下らない価格をもって、処分するものとする。</p> <p>2 施行者は、経済的変動その他の理由により必要があると認めるときは、<u>評価員の意見を聴いて</u>前項の規定により定めた予定価格を変更することができる。</p> <p>(審議会の名称及び委員定数)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 前項に規定する委員の定数のうち、法第58条第3項の規定により学識経験を有する<u>者</u>から選任する委員の定数は3人とする。</p> <p>3 第1項に規定する委員の定数のうち、法第58条第1項の規定により施行地区内の宅地の所有者(以下<u>「宅地所有者」という</u>。)及び施行地区内の宅地について借地権を有する<u>者</u>(以下<u>「借地権者」という</u>。)から各別に選挙される委員の定数は、土地区画整理法施行令(昭和30年政令第</p>

令第47号。以下「令」という。)第22条第4項の規定に基づき施行者が別に公告する。

(委員の任期)

#### 第9条 (略)

2 前条第1項に規定する定数に異動を生じたためあらたに選挙または選任された委員の任期は、すでに選挙又は選任されている委員の任期満了の日までとする。

(立候補制)

#### 第10条 (略)

2 令第22条第3項の規定により確定した選挙人名簿に記載されたもの(以下選挙人という)は、令第22条第1項の公告があった日から10日以内に、立候補届を施行者に提出して候補者となり、又は他の選挙人の承諾を得て立候補推薦届を施行者に提出してその選挙人を候補者とすることができる。

(予備委員)

#### 第11条 (略)

2 (略)

3 予備委員は、委員の選挙において当選人を除いて次条に定める数以上の得票を得たもののうち得票数の多い者から順次定めるものとし、得票数が同じであるときは、施行者がクジで順位を定める。

4 前項の規定による予備委員を定めた場合においては、予備委員となった者にその旨を通知するとともに令第35条第5項の公告とあわせて予備委員の氏名及び住所(法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地)ならびに委員に補充すべき順位を公告するものとする。

5 (略)

6 委員について、令第35条第2項の規定により当選人を定めた場合において、その当選人となった者及びすでに予備委員である者を除き次条に定める数以上の得票があった者があるときは、第3項および第4項の規定により予備委員を新たに定めることができる。

7 (略)

47号。以下「令」という。)第22条第4項の規定に基づき施行者が別に公告する。

(委員の任期)

#### 第9条 (略)

2 前条第1項に規定する定数に異動を生じたため新たに選挙又は選任された委員の任期は、既に選挙又は選任されている委員の任期満了の日までとする。

(立候補制)

#### 第10条 (略)

2 令第22条第3項の規定により確定した選挙人名簿に記載された者(以下「選挙人」という)は、令第22条第1項の公告があった日から10日以内に、立候補届を施行者に提出して候補者となり、又は他の選挙人の承諾を得て立候補推薦届を施行者に提出してその選挙人を候補者とすることができる。

(予備委員)

#### 第11条 (略)

2 (略)

3 予備委員は、委員の選挙において当選人を除いて次条に定める数以上の得票を得た者のうち得票数の多い者から順次定めるものとし、得票数が同じであるときは、施行者がクジで順位を定める。

4 前項の規定による予備委員を定めた場合においては、予備委員となった者にその旨を通知するとともに令第35条第5項の公告とあわせて予備委員の氏名及び住所(法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地)並びに委員に補充すべき順位を公告するものとする。

5 (略)

6 委員について、令第35条第2項の規定により当選人を定めた場合において、その当選人となった者及び既に予備委員である者を除き次条に定める数以上の得票があった者があるときは、第3項及び第4項の規定により予備委員を新たに定めることができる。

7 (略)

(当選人または予備委員となるに必要な得票数)

第12条 選挙による委員または予備員となるのに必要な得票数は、当該選挙において選挙すべき委員の数でその選挙における有効投票の総数を除して得た数の5分の1とする。

(委員の補欠選挙)

第13条 宅地所有者から選挙された委員または借地権者から選挙された委員の欠員が、それぞれの定数の3分の1をこえるに至った場合において補充すべき委員がないときは、それぞれの委員の補欠選挙を行なうものとする。

(学識経験委員の補充)

第14条 学識経験を有する者のうちから選任した委員に欠員を生じた場合においては、施行者はすみやかに補欠の委員を選任する。

(従前の宅地の地積)

第15条 換地計画において換地を定めるときの基準となる従前の宅地各筆の地積(以下基準地積という)は事業認可の日現在におけるその土地登記簿地積(固有地については、その台帳地積とし、台帳に記載されていないときは、その実測地積)とする。

2 土地調査法による一筆調査測量ヶ所について、仮換地指定までにその測量成果が確定しないときは、市長はその測量図面に基づき各筆地積を算出し基準地積とする。その外の地域については石垣市の実測による地積を基準地積とする。

(基準地積の更正等)

第16条 土地の所有者または土地について所有権以外の権利(処分の制限を含む。以下次条において同じ。)を有する者は前条の地積が事実と相異すると認めるときは、事業認可の日から60日以内に施行者が、別に定める規則に基づいて施行者に地積の更正を申請することができる。

2 (略)

3 施行者は前条の基準地積が明らかに事実と相異すると認める土地および特に地積について実測する必要があると認める土地について、

(当選人又は予備委員となるに必要な得票数)

第12条 選挙による委員又は予備員となるのに必要な得票数は、当該選挙において選挙すべき委員の数でその選挙における有効投票の総数を除して得た数の5分の1とする。

(委員の補欠選挙)

第13条 宅地所有者から選挙された委員又は借地権者から選挙された委員の欠員が、それぞれの定数の3分の1を超えるに至った場合において補充すべき委員がないときは、それぞれの委員の補欠選挙を行なうものとする。

(学識経験委員の補充)

第14条 学識経験を有する者のうちから選任した委員に欠員を生じた場合においては、施行者は速やかに補欠の委員を選任する。

(従前の宅地の地積)

第15条 換地計画において換地を定めるときの基準となる従前の宅地各筆の地積(以下「基準地積」という)は事業認可の日現在におけるその土地登記簿地積(固有地については、その台帳地積とし、台帳に記載されていないときは、その実測地積)とする。

2 土地調査法による一筆調査測量ヶ所について、仮換地指定までにその測量成果が確定しないときは、市長はその測量図面に基づき各筆地積を算出し基準地積とする。その外の地域については石垣市の実測による地積を基準地積とする。

(基準地積の更正等)

第16条 土地の所有者又は土地について所有権以外の権利(処分の制限を含む。以下次条において同じ。)を有する者は、前条の地積が事実と相異すると認めるときは、事業認可の日から60日以内に、施行者が別に定める規則に基づいて、施行者に地積の更正を申請することができる。

2 (略)

3 施行者は、前条の基準地積が明らかに事実と相異すると認める土地及び特に地積について実測する必要があると認める土地について、

その土地の所有者およびその土地に隣接する土地の所有者の立会いを求めてその土地の地積を実測して、その基準地積を更正することができる。

4 施行者は施行地区を 相当と認める区域に分割し、各区域について実測した地積がその区域内の土地各筆の基準地積を合計した地積との間に差異がある場合は、実測した地積をその区域内の土地各筆(前条ならびに第2項および前項の規定による実測の結果基準地積が定まった土地を除く。)の基準地積にあん分して、土地各筆の基準地積を更正しなければならない。

5 事業認可の日後に分割した土地の分割後各筆の基準地積は、分割前の土地の基準地積を分割後の各筆の土地台帳地積にあん分した地積とする。ただし、分割後の土地各筆の所有者全員が連署した書面をもってこれと異なる申出をした場合は、分割前の土地の基準地積をその申出による割合であん分した地積とすることができる。

(所有権以外の権利の目的となる土地の地積)

第17条 換地計画において換地について所有権以外の権利の目的となるべき土地またはその部分を定めるときは、その登記のしてある地積(以下「登記地積」という。)または 法第85条第1項の規定による申告に係る地積(地積の変更について同条第3項の規定による届出があったときは、その変更後の地積以下「申告地積」という。)とする。ただし、その登記地積または申告地積が当該権利の存する土地の基準地積に符合してないときは、施行者がその土地の基準地積の範囲内で定めた地積をもってその権利の基準地積とする。

(評定価額)

第19条 従前の宅地および換地の評定価額は、施行者がその位置、区画、土質、水利、利用状況、環境、固定資産税の課税標準等を考慮し、評価員の意見を聞いて定める。

(権利の評価)

第20条 (略)

2 前項の権利価額の割合は、施行者が前条第1項の評定価額、賃貸料、

その土地の所有者及び その土地に隣接する土地の所有者の立会いを求めてその土地の地積を実測して、その基準地積を更正することができる。

4 施行者は、施行地区を相当と認める区域に分割し、各区域について実測した地積がその区域内の土地各筆の基準地積を合計した地積との間に差異がある場合は、実測した地積をその区域内の土地各筆(前条並びに 第2項及び 前項の規定による実測の結果基準地積が定まった土地を除く。)の基準地積にあん分して、土地各筆の基準地積を更正しなければならない。

5 事業認可の日後に分割した土地の分割後の各筆の基準地積は、分割前の土地の基準地積を分割後の各筆の土地台帳地積にあん分した地積とする。ただし、分割後の土地各筆の所有者全員が連署した書面をもってこれと異なる申出をした場合は、分割前の土地の基準地積をその申出による割合であん分した地積とすることができる。

(所有権以外の権利の目的となる土地の地積)

第17条 換地計画において換地について所有権以外の権利の目的となるべき土地又は その部分を定めるときは、その登記のしてある地積(以下「登記地積」という。)又は法第85条第1項の規定による申告に係る地積(地積の変更について同条第3項の規定による届出があったときは、その変更後の地積。以下「申告地積」という。)とする。ただし、その登記地積又は 申告地積が当該権利の存する土地の基準地積に符合してないときは、施行者がその土地の基準地積の範囲内で定めた地積をもってその権利の基準地積とする。

(評定価額)

第19条 従前の宅地及び 換地の評定価額は、施行者がその位置、区画、土質、水利、利用状況、環境、固定資産税の課税標準等を考慮し、評価員の意見を聴いて定める。

(権利の評価)

第20条 (略)

2 前項の権利価額の割合は、施行者が前条\_\_\_\_の評定価額、賃貸料、

位置、区画、土質、水利、利用状況、環境とを考慮し評価員の意見を聞いて定める。

## 第7章 精算

### (精算金の算定)

第21条 換地計画において定める精算金の額は、換地の評定価額の総額と従前の土地の評定価額の総額の比を従前の宅地又はその上に存する権利の価額に乗じて得た額と当該宅地に対する換地又はその換地について定められた権利の価額との差額とする。

### (換地を定めない宅地等の精算金)

第22条 法第90条第91項、第3項、第92条第3項及び95条第6項の規定により換地を定めなくて金銭で精算し、もしくは所有権以外の権利を消滅させて金銭で精算する場合における精算金は、従前の宅地の評定価額または従前の宅地の所有権および所有権以外の権利の評定価額に前条の比を乗じて得た価額とする。

### (精算金の徴収または交付の通知)

第23条 施行者は前2条の精算金を徴収し、または交付する場合においては、その期限および場所を定め少なくともその期限の30日前に、これを納付すべき者または交付を受けるべき者に通知するものとする。

### (精算金の分割徴収または分割交付)

第24条 施行者は、その徴収すべき精算金または交付すべき精算金の総額が1万円以上である場合は、それぞれ別表第1または別表第2に定めるところにより分割徴収し、または分割交付することができる。この場合において分割徴収しまたは分割交付する期限は、第1回の徴収しまたは交付すべき期日の翌日から起算するものとする。

2 前項の規定により精算金を分割徴収しまたは分割交付する場合において、当該精算金に付すべき利子は年6分とし、第1回分割徴収しまたは分割交付すべき期日の翌日から付するものとする。

3 第1項の規定により精算金を分割徴収しまたは分割交付する場合において、第2回以降の毎回の納付期限または交付期限は前回の納付期限または交付期限日から起算してそれぞれ6か月目または1年目とす

位置、区画、土質、水利、利用状況、環境とを考慮し評価員の意見を聞いて定める。

## 第7章 清算

### (清算金の算定)

第21条 換地計画において定める清算金の額は、換地の評定価額の総額と従前の土地の評定価額の総額の比を従前の宅地又はその上に存する権利の価額に乗じて得た額と当該宅地に対する換地又はその換地について定められた権利の価額との差額とする。

### (換地を定めない宅地等の清算金)

第22条 法第90条、第91条第3項、第92条第3項及び第95条第6項の規定により換地を定めなくて金銭で清算し、若しくは所有権以外の権利を消滅させて金銭で清算する場合における清算金は、従前の宅地の評定価額又は従前の宅地の所有権及び所有権以外の権利の評定価額に前条の比を乗じて得た価額とする。

### (清算金の徴収又は交付の通知)

第23条 施行者は前2条の清算金を徴収し、又は交付する場合においては、その期限及び場所を定め少なくともその期限の30日前に、これを納付すべき者又は交付を受けるべき者に通知するものとする。

### (清算金の分割徴収又は分割交付)

第24条 施行者は、その徴収すべき清算金又は交付すべき清算金の総額が1万円以上である場合は、それぞれ別表第1又は別表第2に定めるところにより分割徴収し、又は分割交付することができる。この場合において、分割徴収し、又は分割交付する期限は、第1回の徴収し、又は交付すべき期日の翌日から起算するものとする。

2 前項の規定により清算金を分割徴収し、又は分割交付する場合において、当該清算金に付すべき利子は年6分とし、第1回の分割徴収し、又は分割交付すべき期日の翌日から付するものとする。

3 第1項の規定により清算金を分割徴収し、又は分割交付する場合において、第2回以降の毎回の納付期限又は交付期限は前回の納付期限又は交付期限日から起算してそれぞれ6か月目又は1年目とする。

る。

- 4 第1項の規定により精算金を分割徴収し、または分割交付する場合における第1回の納付額または交付額精算金の 総額を分割回数で除して得た額を下らない額とし、第2回以降の納付額または交付額は精算金の総額を分割回数で除して得た額にその回の利子を加えた金額とする。
- 5 第1項の規定により精算額を分割徴収し、または分割交付する場合においては、施行者は毎回の徴収または交付金額および毎回の納付期限または交付期限を定めて精算金を納付する者または交付を受ける者に通知する。
- 6 精算金を分納する者は、未納の精算金を全部または一部を繰り上げて納付することができる。
- 7 第1項の規定により精算金を分割交付している場合において施行者が必要と認めたときは、交付期限前においても精算金の全部または一部を交付することができる。
- 8 施行者は精算金を分割納付する者が分割納付に係る納付金を滞納したときは、未納の精算金の全部または一部について納付期限を繰り上げて徴収することができる。
- 9 精算金を分割納付する者は、その氏名または住所(法人にあってはその名称または主たる事務所の所在地)を変更したときは直ちに施行者に届け出なければならない。

(督促手数料および延滞金)

第25条 第23条または前条の規定により、徴収する精算金を滞納した者に督促状を発した場合においては、別に定めるところにより督促手数料および延滞金を徴収する。

(仮精算への準用)

第26条 第21条から前条までの規定は、法第102条の規定により仮精算金を徴収しまたは交付するものと施行者が定めた場合に準用する。

(所有権以外の権利の申告または届出の受理停止)

第27条 法第88条第2項の規定による換地計画の従覧開始の公告の日か

4 第1項の規定により清算金を分割徴収し、又は分割交付する場合における第1回の納付額又は交付額は、清算金の総額を分割回数で除して得た額を下らない額とし、第2回以降の納付額又は交付額は、清算金の総額を分割回数で除して得た額にその回の利子を加えた金額とする。

5 第1項の規定により清算金を分割徴収し、又は分割交付する場合においては、施行者は毎回の徴収金額又は交付金額及び毎回の納付期限又は交付期限を定めて清算金を納付する者又は交付を受ける者に通知する。

6 清算金を分納する者は、未納の清算金の全部又は一部を繰り上げて納付することができる。

7 第1項の規定により清算金を分割交付している場合において施行者が必要と認めたときは、交付期限前においても清算金の全部又は一部を交付することができる。

8 施行者は、清算金を分割納付する者が分割納付に係る納付金を滞納したときは、未納の清算金の全部又は一部について納付期限を繰り上げて徴収することができる。

9 清算金を分割納付する者は、その氏名又は住所(法人にあってはその名称又は主たる事務所の所在地)を変更したときは直ちに施行者に届け出なければならない。

(督促手数料及び延滞金)

第25条 第23条又は前条の規定により、徴収する清算金を滞納した者に督促状を発した場合においては、別に定めるところにより督促手数料及び延滞金を徴収する。

(仮清算への準用)

第26条 第21条から前条までの規定は、法第102条の規定により仮清算金を徴収し又は交付するものと施行者が定めた場合に準用する。

(所有権以外の権利の申告又は届出の受理停止)

第27条 法第88条第2項の規定による換地計画の従覧開始の公告の日か



ら法第86条第1項の規定による換地計画の決定の日まで(または法第103条第4項の規定による換地処分の公告の日まで)の間は、法第85条第4項の規定により同条第1項の規定による申告、または同条第3項の規定による届出は受理しない。

2 令第19条の規定による委員の選挙期日の公告の日から起算して20日を経過した日から令第22条第1の公告がある日までの間は、法第85条第4項の規定により借地権について同条第1項の規定による申告または同条第3項の規定による届出は受理しない。

(権利の移動の届出)

第29条 事業認可の日後において、宅地または建築物等について権利の異動を生じたときは、当事者双方連署して遅滞なく施行者に届出なければならない。ただし、連署を得ることができないときは、その理由を記載した書面及びその異動を証する書面を添付して連署にかえることができる。

別表第1

徴収すべき <u>精算金</u> の総額	分割徴収する期限	分割の回数
1万円以上3万円未満	6か月以内	2
3万円以上6万円未満	1年以内	3
6万円以上9万円未満	1年6か月以内	4
9万円以上12万円未満	2年以内	5
12万円以上15万円未満	2年6か月以内	6
15万円以上18万円未満	3年以内	7
18万円以上21万円未満	3年6か月以内	8
21万円以上25万円未満	4年以内	9
25万円以上30万円未満	4年6か月以内	10
30万円以上	5年以内	11

別表第2

交付すべき <u>精算金</u> の総額	分割交付する期限	分割の回数
略	略	略

ら法第86条第1項の規定による換地計画の決定の日まで(又は法第103条第4項の規定による換地処分の公告の日まで)の間は、法第85条第4項の規定により同条第1項の規定による申告、又は同条第3項の規定による届出は受理しない。

2 令第19条の規定による委員の選挙期日の公告の日から起算して20日を経過した日から令第22条第1の公告がある日までの間は、法第85条第4項の規定により借地権について同条第1項の規定による申告又は同条第3項の規定による届出は受理しない。

(権利の移動の届出)

第29条 事業認可の日後において、宅地又は建築物等について権利の異動を生じたときは、当事者双方連署して遅滞なく施行者に届出なければならない。ただし、連署を得ることができないときは、その理由を記載した書面及びその異動を証する書面を添付して連署にかえることができる。

別表第1

徴収すべき <u>清算金</u> の総額	分割徴収する期限	分割の回数
1万円以上3万円未満	6か月以内	2
3万円以上6万円未満	1年以内	3
6万円以上9万円未満	1年6か月以内	4
9万円以上12万円未満	2年以内	5
12万円以上15万円未満	2年6か月以内	6
15万円以上18万円未満	3年以内	7
18万円以上21万円未満	3年6か月以内	8
21万円以上25万円未満	4年以内	9
25万円以上30万円未満	4年6か月以内	10
30万円以上	5年以内	11

別表第2

交付すべき <u>清算金</u> の総額	分割交付する期限	分割の回数
略	略	略